

初春の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
本年も、事業主様ご担当者様の健保業務へのご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1. 退職後に任意継続健康保険に加入される場合の健康保険料等について

任意継続被保険者の健康保険料等の基礎となる標準報酬月額(以下、月額)は、「被保険者の資格喪失した月の月額」か、当健保の「前年9月30日における全被保険者の月額の平均」のいずれか低い方とされています。

これに伴い、令和3年度の任意継続被保険者の**平均標準報酬月額は¥360,000となります。**

この月額が令和3年4月以降の任意継続被保険者の健康保険料等の上限になります。

例)退職時に標準報酬月額¥500,000の被保険者が任意継続被保険者になるとき、健康保険料等の基礎となる標準報酬月額は、上限の**¥360,000**となります。

2. 冬の家庭常備薬の斡旋について

花粉症や風邪対策に重点をおいた家庭常備薬の斡旋の申込用紙を、1月下旬頃に事業所様宛発送いたします。ご担当者様には大変お手数でございますが、被保険者の皆さまへの配布及び回収、取りまとめ等どうぞよろしくお願いいたします。



岩本保健師からの
ひとことアドバイス

◆受診控えはされていませんか?◆

～生活習慣病の予防・治療はコロナ重症化予防につながります～

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。
年末より新型コロナ感染が急速に広がっています。手洗い・マスク・三密を避ける等感染予防対策はすでに皆様徹底されていると思いますが、今後従業員の方の中で感染する方が出てくる可能性もあります。生活習慣病の予防や治療はコロナ重症化予防対策につながります。健保では禁煙や特定保健指導等無料で受けられる生活習慣病対策を行っていますので、案内が届いている方でまだ申込していない方にはご利用をお声かけください。

高血圧・高脂血症・糖尿病は必ず治療につなげましょう

コロナウイルスは呼吸器だけでなく、血管や脳神経にも影響することが分かっています。つまりコロナにより心筋梗塞や脳梗塞・脳出血等が引き起こされます。これはメタボや生活習慣病と共通の病態と言えます。また、糖尿病自体が感染症を非常に悪化させます。各医療機関でも感染対策は万全となっていますので、健康診断の結果で要精査・要治療・要医療となっている方には必ず受診・加療を会社として促しましょう。また、治療中断している方には治療再開・継続を呼びかけましょう。

★今年度の健診結果のご提出はお済みですか? 「受けるだけ」にならないためにご協力ください★

事業所で定期健康診断を実施している場合は、40歳以上の方の健診結果のコピーと問診票をご提出ください

労働安全衛生法にもとづき行われた健康診断の結果のうち、特定健診の項目について事業者は保険者に健康診断の結果を提出しなければならないと定められています。健保では保健師にて健診結果を確認し、保健指導対象者にはご案内を送付いたします。★**健保の生活習慣病健診・人間ドックをご利用の場合は送付不要です**

【ご提出いただくもの】40歳以上の方の健診結果、問診票(※)又は血圧・脂質・糖尿病の投薬治療・喫煙の有無を記載

※問診票(=標準的な質問票)は健保ホームページからダウンロードしてください。

トップページ>申請用紙一覧>健診・その他>「特定健康診査 標準的な質問票」

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)